

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【公開番号】特開2005-216665(P2005-216665A)

【公開日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【年通号数】公開・登録公報2005-031

【出願番号】特願2004-21604(P2004-21604)

【国際特許分類】

F 2 1 V 8/00 (2006.01)

G 0 2 B 6/00 (2006.01)

G 0 2 F 1/13357 (2006.01)

F 2 1 Y 103/00 (2006.01)

【F I】

F 2 1 V 8/00 6 0 1 E

F 2 1 V 8/00 6 0 1 A

F 2 1 V 8/00 6 0 1 C

G 0 2 B 6/00 3 3 1

G 0 2 F 1/13357

F 2 1 Y 103:00

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月26日(2007.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一次光源と組み合わせて面光源装置を構成するのに使用され、前記一次光源から発せられる光を導光する面光源装置用導光体であって、

前記一次光源から発せられる光が入射する光入射端面及び導光される光が出射する光出射面及び該光出射面の反対側の裏面を有しており、

前記光入射端面は、超深度形状測定顕微鏡による計測に基づき得られる前記導光体の厚さ方向の平均傾斜角が3°以上12°以下であることを特徴とする面光源装置用導光体。

【請求項2】

前記光入射端面は、超深度形状測定顕微鏡による計測に基づき得られる傾斜角の度数分布における傾斜角20°以上の成分の存在割合が40%以下であることを特徴とする、請求項1に記載の面光源装置用導光体。

【請求項3】

前記光入射端面は、超深度形状測定顕微鏡による計測に基づき得られる前記導光体の厚さ方向の中心線平均粗さRaが0.2μm以上0.4μm以下であり、厚さ方向と直交する方向の中心線平均粗さRaが0.02μm以上0.1μm以下であることを特徴とする、請求項1～2のいずれかに記載の面光源装置用導光体。

【請求項4】

前記光入射端面は、超深度形状測定顕微鏡による計測に基づき得られる前記導光体の厚さ方向の十点平均粗さRzが0.7μm以上2.0μm以下であり、厚さ方向と直交する方向の中心線平均粗さRzが0.03μm以上2μm以下であることを特徴とする、請求項1～3のいずれかに記載の面光源装置用導光体。

【請求項 5】

前記光入射端面は、粗面、前記導光体の厚さ方向と直交する方向に互いに平行に延びた複数のレンズ列を備え且つその断面形状に曲線を含むレンズ列形成面、または前記導光体の厚さ方向と直交する方向に互いに平行に延びた複数のレンズ列を備え且つ該レンズ列の少なくとも一部を粗面化してなる粗面化レンズ列形成面であることを特徴とする、請求項1～4に記載の面光源装置用導光体。

【請求項 6】

請求項1～5のいずれかに記載の面光源装置用導光体の光入射端面に対向して前記一次光源が配置されていることを特徴とする面光源装置。

【請求項 7】

更に、前記導光体の光出射面上に配置され、且つ前記導光体の光出射面から出射する光が入光する入光面及びその反対側の出光面を有する光偏向素子を備えていることを特徴とする、請求項6に記載の面光源装置。